

3 日常生活用具給付等事業要領

（目的）

第1条 日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、在宅の障害者および障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付または貸与すること（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要領において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

（用具の種目）

第3条 給付等の対象となる用具の種目は、別表第1の区分欄に掲げる給付等の区分に応じ、それぞれ同表の種目欄に掲げるものとする。

（対象者）

第4条 用具の給付等の対象者は、市内に居住する障害者等で、別表第1の種目欄に掲げる種目の区分に応じ、それぞれ同表の対象者欄に掲げる者とする。

2 前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。

（1）障害者支援施設等に入所または入院中の者（ただし、頭部保護帽、ストマ用装具および紙おむつの給付対象者を除く。）

（2）介護保険の被保険者で、介護保険における福祉用具の貸与および購入に係る制度を利用できる者

（申請等）

第5条 用具の給付等を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請者に係る障害者等の身体的状況、経済状況、家族環境および住宅環境等を調査し、別記第2号様式の調査書を作成するものとする。ただし、申請が住宅改修費に係るものであるときは、別記第2号様式の（2）の調査書を作成するものとする。

（給付等の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、用具の給付等の可否を決定し、可とした場合は別記第3号様式の通知書により、別記第4号様式の日常生活用具費支給券（以下「支給券」という。）を交付するものとし、否とした場合は別記第5号様式の通知書により通知するものとする。

（業者の選定等）

第7条 市長は、給付等の対象となる用具について、良質で、かつ、適正なものを確保するため、別に定める基準および手続により購入業者（以下「業者」という。）を選定するものとする。

- 2 市長は、用具の給付等をするものと決定したときは、当該給付等をする用具の種目に応じ、前項の業者に対し、別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

- 3 前項の通知書により通知を受けた業者は、速やかに当該通知書に記載された用具の給付等を決定された者（以下「利用者」という。）に対し、当該用具を引き渡さなければならない。

（用具の引渡し、收受等）

第8条 業者は、第7条第3項の規定により給付等に係る用具を引き渡すときは、利用者の居所において行わなければならない。

- 2 利用者および業者は、給付等に係る用具の引渡しおよび收受を確認したときは、利用者が交付を受けた支給券にそれぞれ必要事項を記入しなければならない。

- 3 利用者は、前項の規定により必要事項を記入した支給券を、速やかに市長に提出しなければならない。

（用具等の検査）

第9条 市長は、前条第3項の規定による支給券の提出または住宅の改修工事完了の通知があったときは、当該用具または改修工事の検査を行うものとする。

（用具の購入費等の支払い）

第10条 市長は、前条の検査の結果、当該用具または改修工事が適正なものであると確認したときは、業者の請求に基づき、当該用具の購入または改修工事に係る費用を支払うものとする。

2 前項の規定により市長が支払う費用の額は、当該用具の購入または改修工事に要する費用の額から利用者が支払うべき額を差し引いた額とする。

（用具の管理）

第11条 利用者は、給付等に係る用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、または担保に供してはならない。

（貸借契約の締結）

第12条 市長は、用具の貸与をする場合においては、第9条の検査の終了後において、当該用具の貸与を受けることとなった者と別記第7号様式の契約書を締結するものとする。

（台帳の整備）

第13条 市長は、事業の運営状況を明らかにするため、別記第8号様式の台帳を整備するものとする。

（住宅改修）

第14条 住宅改修費の給付手続は、次のとおり定めるものとする。

（1）給付対象者は、下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者および法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの（以下「難病等」という。）により下肢または体幹機能に障害がある者とする。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の者および難病等により上肢機能に障害のある者とする。

(2) 対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費とし、その範囲は別表第2に掲げるとおりとする。

ア 手すりの取付け

イ 段差の解消

ウ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

エ 引き戸等への扉の取替え

オ 洋式便器等への便器の取替え

カ その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(3) 給付要件は、当該住宅改修が現に給付対象者が居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、なおかつ、身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合とする。

(4) 給付は、原則1回とする。なお、給付限度額については、別に定めるところによる。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の規定は、施行日以後になされる申請から適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。